

第 10 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 4 月 23 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分

2. 開催場所 砂川市役所 3 階 中会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	13番	関尾	一史			
会長職務代理者	1番	前谷	篤			
委員	2番	角丸	章	3番	猿渡	万里子
	4番	大原	睦生	5番	片桐	幸示
	6番	渡邊	勝郎	7番	渡部	延三
	8番	井上	善博	9番	竹田	安宏
	10番	高橋	宏吉	11番	谷口	秀夫
	12番	菊地	匡			

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 4 号	現況証明願について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村	一久
事務局次長	野田	勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎	強
事務局事務係主事	齋藤	史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、これより第10回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、5番の片桐幸示委員、6番の渡邊勝郎委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局 それでは議案第1号をご説明いたします。

これは新規就農の案件でございます。出し手・貸主は[REDACTED]、受け手・借主は息子さんである[REDACTED]です。受け手の経営面積は田・畑ともに0㎡で、現在のところ経営する農地はありません。労働力は受け手本人の1名です。対象となる土地の表示は、北吉野町237番地1の内、地目は公簿・現況とも田、面積1,256㎡、以下、記載のとおり合計6筆、2,200㎡、図面は第1号図に示しています。賃貸借の期間は、本日から令和7年12月31日までの4年9か月です。

ここで、受け手である[REDACTED]の新規就農に至る経過をご説明したいと思います。[REDACTED]は現在28歳になります。学校を卒業した後、会社勤めをしていましたが、「自分自身で考えて作物をつくることに魅力を感じる」とのことで農業経営をめざすことになりました。そこで、昨年3月、会社を辞めて、農業研修を受けることとし、今年の3月までの1年間、北吉野町の奥山農園でトマトやキュウリを中心に施設園芸の基礎や農業経営の手法を学んできております。そしてこの度、父親の[REDACTED]が経営規模の縮小を考えていたこともあり、ハウス4棟分の農地を借りて、キュウリとミニトマトを作ることになったものです。

最後に、この案件に関する判定要件ですが、別添1に農地法第3条第2項に示す各項目について確認した調査書を添付しています。この調査書のとおり、全ての判定要件を満たしているため、本案件は許可できるものと考えます。以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

会長 只今、議案第1号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、本件を許可することとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは許可を承認することといたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」まず1番を、事務局より説明願います。

事務局 では、1番をご説明いたします。

これは、砂利採取を目的とした農地の一時転用の案件でございます。

土地所有者・貸主は[REDACTED]、転用計画者・借主は、[REDACTED]

[REDACTED]、土地の表示は、西豊沼178番1の内、地目は公簿・現況とも田、面積4,203㎡以下、記載のとおり合計4筆で、面積は34,991㎡です。転用目的は、耕地改良に伴う砂利採取、農地の区分は、農振・農用地区域内の農地で

都市計画区域外です。図面は第2号図に示しているとおりで、法律関係は使用貸借となります。

さらに詳細をご説明しますと、ご存じのとおり、申請地は昨年7月から砂利採取が始まっておりまして、今回の申請はそれに続くものでございます。全体で約3.5haのうち、昨年はおよそ半分を掘って、その表土は残り半分の農地の上に積んでいました。現在、その積んでいた土を元に戻している最中で、この作業が6月末までに終わる見込みです。そして今年は、昨年表土を積んでいた部分の農地を掘って砂利採取を行う計画となっています。転用期間は本年7月1日から始まって来年6月30日までの1年間でございます。なお、資金計画は事業費 〇〇〇〇〇円に対して、全額、自己資金を充てることとしています。

次に、本案件に関する農地法第5条の許可基準に照らした審査についてですが、別添2の1頁から4頁に示しているとおりで、特に4頁の最後の総合意見の欄をご覧いただきたいと思っております。申請地は農地転用が原則不許可とされる農用地区域内の農地ではありますが、4の欄に記載してありますとおり、砂利採取を目的とする一時転用を行う場合の例外許可の要件を満たしていますので、本案件は許可できると考えます。また、この他、一般基準や添付書類においても、事業実施の確実性等に特段問題がありませんので、総合意見として、許可はやむを得ないものと認められます。

以上、議案第2号1番の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

会長

只今、議案第2号の1番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第2号の2番を事務局より説明願ひます。

事務局

それでは、2番をご説明いたします。

土地所有者・譲渡人は、

、転用計画者・譲受人は

、土地の表示は、空知太西2条5丁目68番86、地目は公簿が田で現況が畑、面積280㎡の1筆です。

転用の目的は、一般住宅1棟、駐車スペース、庭などの建設のためであり、転用事由の詳細としては、譲渡人の方が「譲受人の強い希望があり譲渡したい」、譲受人の方は「現在、共同住宅に住んでいるが、子どもの成長とともに手狭になってきたので申請地に新築したい」としています。

農地の区分は、砂川市都市計画において第1種中高層住居専用地域として用途指定されているため、第3種農地となります。図面は第3号図に示しているとおりで、法律関係は売買でございます。

転用計画の内容ですが、転用期間は許可があり次第、永年、資金計画は事業費 〇〇〇〇〇円に対して 〇〇〇〇〇円を借入金、残り 〇〇〇〇〇円を現金で対応することとしています。

最後に、この案件に関する農地法第5条の審査は、別添3にまとめているとおりで、4頁目の総合判断としましては、立地基準において原則として許可される第3種農地と判断し、また、一般基準においても事業実施の確実性等に特段問題がないことなどから、許可相当と認められます。

以上、議案第2号の2番の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

会長 只今、議案第2号の2番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続いて、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の1番を審議します。

本案件は[]の親族が受け手となっていますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、[]には審議終了までご退席をお願いします。審議後は、ご着席くださいますよう併せてお願いいたします。

それでは、1番について、事務局より説明願います。

事務局 ではご説明いたします。

この案件は昨年末に賃貸借の期間が終了し、再契約するものです。

計画番号は令和3年度貸第1号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の竹田安宏さんです。出し手・貸主

[]、受け手・借主は[]、農地の所在等は、北光309番1の内、地目は公簿・現況とも田、面積3,900㎡、以下、記載のとおり合計2筆、6,300㎡です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額67,540円、これは水張面積に単価11,000円を乗じたものであり、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和3年12月31日までの9か月、当事者間の法律関係は賃貸借です。

期間が9か月と短期間となっていますが、今回、実は賃貸借ではなく売買の協議がなされていました。ですが、対象農地を売買するには土地の測量と分筆が必要になるため、今年は引き続き賃貸借しながら、来年までの売買に向けて測量・分筆を行うと聞いております。

この案件に関する農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める要件の確認については、別添4に調査書を添付しているとおおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件でございます。図面は第4号図に示していますので参考にしてください。以上でございます。

会長 只今、議案第3号の1番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

井上委員 ちょっと言葉が分からないので教えてほしいのですが、これまでも出てくる言葉なのですが、例えば、「390番1の内」というように「の内」と付いている地番と付いていない地番がありますよね。この「の内」というのはどういう意味ですか。

事務局 1つの地番を丸まんま、全てを売買したり賃貸借する場合は、「309番」と「の内」は付けませんが、今回の案件のように、1つの地番の中の一部を対象とする場合は「の内」という表現をするんですね。「内地番」と言ったりします。ただし、売買の場合は、内地番のまま売買できませんので、売買する土地を確定するために測量して分筆する必要があります。ですので、今回の案件は来年の売買に向けて、測量・分筆を行うということになります。戻りまして、「の内」が付いている・付いていないというのは、1つの地番の中で、全体か、「の内」が付いていたら地番の中の一部という意味です。

会長 よろしいですか。

井上委員 はい。分かりました。

会長
全員
会長
全員
会長

その他にご質問等ございませんか。
なし。
質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。
異議なし。
それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。
ではここで、[]に着席していただきます。

事務局

続きまして、議案第3号の2番について、事務局より説明願います。
ではご説明いたします。これは新たな利用集積計画でございます。

計画番号は令和3年度貸第2号、公告予定年月日は本日、申出者は西豊沼東地区農用地利用改善組合、組合長の浦隆男さんです。出し手・貸主は[]、
[]、記載のとおり7名、受け手・借主は[]、農地の所在は、西豊沼119番、地目は公簿・現況とも田、面積2,975㎡、以下、記載のとおり合計2筆、7,933㎡です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額100,750円、これは水張面積に単価13,000円を乗じたものであり、支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和5年12月31日までの2年9か月、当事者間の法律関係は賃貸借です。

ここで出し手の人数が多いことについて、若干、ご説明したいと思えます。これは共有名義の土地ということではなく、実は、土地の名義が、既に亡くなられた[]という方、先頭の[]から見ると父親にあたる方、のままとなっているものですから、出し手は土地の相続権のある方全員となります。今回、利用集積計画を作るにあたっては、[]に対して、外の7名から委任状が提出されました。実はこれまでは、[]の姉にあたる[]が[]に対して対象農地の作業委託をお願いしていましたが、昨年10月に[]が亡くなられた後、[]が窓口となって、正式に賃貸借を行うことにしたものでございます。

この案件に関する法令に定める要件の確認については、別添5の調査書のとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件でございます。図面は第5号図に示していますので参考にしてください。

以上、2番の説明といたします。よろしくお願いいたします。

会長

只今、議案第3号の2番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

渡部委員

今、委任状という説明がありましたけど、全員の委任状がなかったらどうなるんですか。

事務局

利用集積計画を組むにあたって、共有名義になっていたり相続権を持っている人が何人かいらっしゃる場合は、過半の同意があればいいことになっています。そして、利用集積計画の書類の中に、今回で言えば全員の印鑑が押されていてもいいですし、或いは今回のように、どなたが代表者となって、その他の全員が代表者に委任する形になっても構わないです。

渡部委員
事務局

過半ということは、全員じゃなくてもいいっていうこと。

農業経営基盤強化促進法というのは、できるだけ担い手の方に農地を集積することを促す法律ですので、相続権を持つ人の中には、例えば、外国に行っていたり、どこに住んでいるか不明の方がいたりして、全員から同意を得るのが現実として難しい場合がありますが、その場合は少し要件を緩めて、過半の同意があればいいことになっています。ただし、あくまでも全員からもらうのが勿論、望ましいです。

渡部委員

訴えられても、絶対負けない案件だということ。

事務局 はい、法的にそうなっています。
会長 よろしいですか。
渡部委員 はい、分かりました。
会長 その他に何か質問等ございませんか。
大原委員 その過半というのは、例えば、同じ1人であっても、1代目の相続人と2代目の相続人とでは意味が違ってくると思うのですけれども、全部、1人は1人ですか。

事務局 説明に誤りがございました。おっしゃるとおり、持ち分で過半ですね。私、人数で過半と聞き取れるような説明をしていました。今回の場合も、持ち分が6分の1の方と12分の1の方がいらっしゃいます。2代目に子どもさんが2人いらっしゃるの、このようになって、持ち分がそれぞれ違う訳ですが、人数ではなくて、持ち分が過半を超えていればいいということになっています。失礼いたしました。

会長 よろしいですか。
大原委員 はい。
会長 他に何かご質問ありませんか。
全員 なし。
会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。
全員 異議なし。
会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。そ
事務局 続きまして、議案第4号「現況証明願について」事務局より説明願います。
議案第4号をご説明いたします。
願出者および土地所有者は、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、土地の表示は焼山234番3、地目は公簿で畑となっており、面積は1,898㎡、以下記載のとおり合計2筆で面積は5,421㎡です。申請目的は地目変更登記のためであり、調査の有無は、4月12日に関係委員に確認をお願いしております。
今回願出のあった土地の状況ですが、斜面に樹木が生えておりまして、森林の様相を呈しています。また、地域森林計画と言いまして、これは北海道が森林法に基づいて作成する森林の整備・保全のための計画のことですが、願出のあった土地は地域森林計画の区域に入っていますので、こうした観点からも願出のあった土地は森林と言えるものでございます。
図面は第6号図に示していますので、参考にいただきご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

会長 只今、議案第4号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。
全員 なし。
会長 質問・意見がないようですので、本件は異議なしとしてよろしいですか
全員 異議なし。
会長 それでは、異議なしと認め証明することといたします。
本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

全員 なし。
会長 特に何も無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

事務局 1. 議会関連等報告（事務局長）
2. 令和3年度空知農業委員会連合会通常総会（事務局長）

- ・日 時 令和3年4月8日(木)
- ・場 所 岩見沢平安閣(岩見沢市)
- ・出席者 関尾会長・中村事務局長

3. 第9回定例総会議案の一部訂正(事務局)

3月23日に開催した第9回定例総会の議案第2号番号1の記載に誤りがありましたので、別添6のとおり訂正いたします。

4. 農地法第5条に基づく許可申請の取り下げ(事務局)

(1) 取り下げる許可申請

- ・審議年月日 令和3年1月25日(第7回定例総会)
- ・所在地等 北吉野町337番1外2筆 30,727㎡
- ・農地所有者 [REDACTED]
- ・転用計画者 [REDACTED]

(2) 取り下げる理由

上記の許可申請で計画されている産業廃棄物処分場を建設するためには、複数の法令に基づく許可が必要であり、このうち北海道知事が許可するものは同時期に許可を出すこととされています。農地法第5条に基づく許可も北海道知事が行うため、砂川市農業委員会としては1月の定例総会で審議の後、(一社)北海道農業会議への意見聴取を経て、2月22日に北海道へ進達していました。

こうした中、申請書では本年4月に関係法令に基づく許可を受け5月から工事着工の予定でしたが、他法令の許可に期間を要しており、特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可は専門委員会での審議されるため、4月中の許可が難しい状況となりました。

そこで、北海道空知総合振興局農務課、[REDACTED]と協議した結果、農地法第5条に基づく許可申請は一旦取り下げ、他法令の許可の見通しがついた段階で工事時期を見直し、改めて申請書を提出することになりました。

(3) 今後の扱い

これまでの申請書と改めて提出された申請書との違いが、工事時期を数か月遅くするのみであれば、専決処分ですべて許可相当と意見を付して進達の手続きを進め、直近の定例総会において報告する扱いとします。

5. 活動記録簿の提出(事務局)

- ・農業委員として行った活動を記入し、4月分を事務局に提出してください。

6. 地域おこし協力隊の活動状況(事務局)

(1) 村田大地

平成30年6月1日から令和3年3月31日までの活動を終え、今春より就農しました。本定例総会終了後、本人より活動報告を行います。

(2) 高橋里佳

令和2年8月より活動を開始し、今年度も引き続き、ブドウづくり、ワイナリーでの研修、各種セミナー受講などの活動を継続します。

(3) 田村 颯

令和3年4月1日より活動を始めました。将来、砂川市内でワインを

生産する目標を持っており、ブドウづくりを中心に農作業支援等を行います。

7. 協議会報告（協議会長）

会長 只今、その他について説明がありましたが、ご質問等ございませんか
大原委員 4番の案件ですが、これは許可申請じゃないですよね。私の認識としては農業委員会が許可した案件なのですが、いかがですか。

事務局 農地法第5条の申請を許可する権限はあくまでも北海道知事にありまして、砂川市農業委員会は意見を付して進達するという事なんです。

大原委員 分かりました。
会長 その他に何かないでしょうか。
全員 なし。
会長 特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は5月25日、火曜日、時間は午後1時半からです。会場は、新しい市役所の2階に設けられる中会議室という会議室です。駐車場は公民館前の駐車場を利用してください、とのこと。よろしくお願ひします。

それでは、この後、村田さんからの報告がありますが、ここで定例総会は閉会したいと思います。大変お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員